



「消費生活相談員」の資格取得に挑戦しませんか

— 資格取得支援講座の受講生を募集します —

「消費生活相談員」は、地方公共団体の消費生活センター等で、悪質商法をはじめとした様々な消費者トラブル解決の手助けをする専門職です。

長野県では**国家資格「消費生活相談員」**の資格取得を目指す方々を支援する講座を実施します。この機会に資格取得に挑戦しませんか。

1 対象者

以下のいずれにも該当する方

- ・18歳以上で長野県内に在住の方
- ・国家資格「消費生活相談員」の資格試験を受験する予定の方

2 実施方法

資料送付による講座（動画配信による視聴を含む）

- ・テキスト、過去問題集の送付
- ・復習テスト、質問シートによるフォローアップ 全5回
- ・小論文対応（動画、講師による添削）、模擬テスト（自己採点） 各1回
- ・重点科目の動画（1次試験 消費者関連法制度、最近の消費者問題） 各1回
- ・試験前の総復習（1次試験）、面接（2次試験）の動画 各1回

3 受講料（教材費、教材輸送費） 無料（切手代を負担いただく場合があります。）

4 応募方法等

令和5年6月2日（金）までに、受講申込書に必要事項をご記入の上、下記まで電子メール又はFAXによりご応募ください。なお、定員（65名）に達し次第、受付を締め切らせていただきます。

カリキュラムなどの詳細や、様式のダウンロード等は次のウェブサイトをご覧ください。
長野県消費生活情報 <https://www.nagano-shohi.net/>

5 その他

- ・本講座の受講により、消費生活相談員資格の取得や就職を保証するものではありません。
- ・応募状況は、長野県消費生活情報に随時、掲載します。

<申し込み・問い合わせ先>

県民文化部くらし安全・消費生活課相談啓発係

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

電話:026-235-7286 FAX:026-235-7374 電子メール:shohi@pref.nagano.lg.jp

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0

～大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

県民文化部 くらし安全・消費生活課 相談啓発係

（課長）山崎 唯史（担当）齊藤 一也

電話 026-235-7286（直通）

F A X 026-235-7374

E-mail shohi@pref.nagano.lg.jp